

令和2年4月20日

保護者各位

猪苗代高等学校長

新型コロナウイルス感染症防止対策のための臨時休業について

陽春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、政府から緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとの方針が発せられ、明日4月21日(火)から5月6日(水)までを臨時休業とします。併せて、部活動等も活動休止となります。

今後については情勢を見て対応し、変更等の連絡については、緊急時等の連絡用メール「マチコミ」や本校ホームページにてお知らせします。「マチコミ」の登録についてご協力いただけますようお願いいたします。また、緊急の場合には、担任からの電話による連絡を行うこともあります。

ついては、裏面を一読いただき、健康に十分に留意して、この休業期間を家庭学習などに有効に活用するようご指導くださいますようお願いいたします。

記

臨時休業日となる日

令和2年4月21日(火)～5月6日(水)

(問い合わせ 猪苗代高校 電話 0242-62-3215)

臨時休業中の生徒指導・学習指導

- (1) 規則正しい生活を送り、望ましい生活習慣を維持し、不要不急の外出を控え、自宅で過ごすこと。
- (2) 健康保持の観点から、「3密」を避け、十分な準備運動を行った上での適度な運動をすること。
- (3) 学習目標や具体的な学習計画を立てるなどして、見通しを持って家庭学習に取り組むこと。
- (4) 本や新聞を読んで物事を考えることや、社会の一員としての当事者意識を持って将来の目標を考えることなど、有意義な時間を過ごすこと。
- (5) 生徒が心理的ストレスを抱えている場合は、「ふくしま24時間子どもSOS」「ダイヤルSOS」「ふくしま子どもLINE相談」を活用すること。
- (6) 部活動は中止とすること。
- (7) アルバイトは禁止とすること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を習得し、感染症の対策や治療に当たる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為がないよう、適切な判断・行動を取ること。
- (9) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言による臨時休業措置であるという趣旨に沿った行動を取ること。

【保護者へのお願い】

- (1) 感染拡大防止の観点から、自宅でも検温等の健康観察を行い、健康状態の確認を継続するとともに、下記のような症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談すること。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ※ 基礎疾患がある生徒において、上記の状態が2日程度続く場合は、帰国者・接触者相談センターに相談し指示に従う。

- (2) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、速やかに家庭から学校へ連絡を入れること。
- (3) 学校から生徒・保護者への周知・連絡を行うため、「マチコミ」への登録をお願いします。